

# 仕 様 書

件 名：令和6年度 巡回カウンセリング等業務

本仕様書により関東地方整備局（横浜庁舎）及び港湾空港関係事務所所属職員（以下当局職員という）のメンタルヘルスケアに資するため、カウンセリング等を実施するものである。

## 1. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 2. 巡回カウンセリング等（総価契約）

### （1）巡回カウンセリング

①派遣カウンセラーにより当局職員のカウンセリングを行い、当局職員からの相談に応じるとともに、相談内容によっては専門の医療機関等の紹介を行うものとする。

②巡回カウンセリングの実施日数、1日あたりの実施時間及び実施場所は、2.（4）を予定している。

なお、具体的な実施日等については、当局係官と調整の上決定するものとし、予定数量に増減が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

### （2）職場懇談会

2.（4）のうち、当局の管理職、職場カウンセラー、カウンセラー補助者等への指導等（懇談会を想定）を実施場所毎に行うものとする。

なお、具体的な実施日及び実施内容については、当局係官と調整の上決定するものとする。

### （3）派遣カウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を十分把握した者を、当局が指定する日に各実施場所へ1名派遣するものとする。

なお、派遣カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを事前に当局係官へ提出するものとする。

(4) 実施日数、実施時間（1日あたり）及び実施場所

	実施場所	難日数	実施時間（1日あたり）
1	関東地方整備局（横浜庁舎）	2 2	13:30～16:30（3H）
2	鹿島港湾・空港整備事務所	4	10:00～12:00, 13:00～16:00（5H）
3	千葉港湾事務所	2	13:30～16:30（3H）
4	東京港湾事務所	4	13:00～17:00（4H）
5	東京空港整備事務所	6	13:30～16:30（3H）
6	京浜港湾事務所	7	13:30～16:30（3H）
7	東京湾口航路事務所	2	13:30～16:30（3H）
8	特定離島港湾事務所	4	13:30～16:30（3H）
9	横浜港湾空港技術調査事務所	3	13:30～16:30（3H）
	合計	5 4	

※実施場所所在地

関東地方整備局（横浜庁舎）	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13F
鹿島港湾・空港整備事務所	茨城県鹿嶋市粟生2254
千葉港湾事務所	千葉県千葉市中央区中央港1-11-2
東京港湾事務所	東京都江東区新木場1-6-25
東京空港整備事務所	東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎
京浜港湾事務所	神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎5F
東京湾口航路事務所	神奈川県横須賀市新港町13
特定離島港湾事務所	東京都品川区北品川1-3-12 第5小池ビル5F
横浜港湾空港技術調査事務所	神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4

(5) 業務実施報告

業務実施後、別紙1「業務履行報告書」（横浜庁舎分）、別紙2「業務履行報告書」（事務所分）及び別紙3「カウンセリングデータシート」を当局係官に提出し、確認を受けるものとする。

3. メンタルヘルスセミナー（総価契約）

(1) メンタルヘルスセミナー概要

メンタルヘルスセルフケア、ラインケア、対処法、気分転換のための体操、リラクゼーション等初級編レベルを1回、メンタルヘルスセミナーとして講義を行う。

(2) 実施時期、回数及び所要時間

10月第1週に1回実施するものとし、1回あたり120分とする。具体的な実施日及び実施内容については、当局係官と調整の上決定するものとする。

(3) 派遣カウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を十分把握した者を、当局が指定する日に3.(4)に掲げる実施場所へ1名派遣するものとする。

なお、派遣カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを事前に当局係官へ提出するものとする。

(4) 実施場所

関東地方整備局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(5) メンタルヘルスセミナーの実施報告

業務実施後、別紙1「業務履行報告書」を当局係官に提出し、確認を受けるものとする。

4. 相談室利用によるカウンセリング（単価契約）

(1) 業務概要

カウンセリングを希望する当局職員からの電話予約により決定した日時に、受注者の相談室においてカウンセリングを行うものとする。

相談内容によっては専門の医療機関等の紹介を行う。

1回のカウンセリングは60分を標準とする。

相談依頼者の所属確認は、関東地方整備局発行の身分証明書で行う。

(2) 相談カウンセラー

産業カウンセラーの資格を有し、国土交通省関東地方整備局の業務等を充分把握した者とする。

巡回カウンセリングで担当した者が相談室を利用する場合は、できるだけ同一のカウンセラーとする。

なお、担当カウンセラーが産業カウンセラーの資格を有していることが分かる資料の写しを事前に当局係官へ提出するものとする。

(3) 相談室利用によるカウンセリング回数

履行期間中11回を予定する。

(4) 実施場所

横浜駅を中心とする半径1.2km以内の鉄道沿線の駅から、徒歩10分程度以内の地にある受注者の相談室（カウンセリング室）とする。

#### (5) カウンセリングの実施報告

相談の内容については、別紙3「カウンセリングデータシート」に記入の上、別紙4「相談室利用報告書」とともに、実施月の翌月10日までに当局係官に提出するものとする。

### 5. 秘密の保持

(1) カウンセリング等の業務上知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて管理しなければならない。

(2) カウンセラーは、カウンセリング等により入手した個人情報について、業務完了後、速やかに破棄し、保存・流用してはならない。

### 6. 検収

受注者から提出された別紙5「業務完了通知書」によって、当局係官が給付完了の確認を行うものとする。

### 7. 支払

代金の支払は、全給付完了後、受注者からの適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

なお、4. 相談室利用によるカウンセリングについては、実施回数に契約単価を乗じた金額により支払うものとする。

### 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

(3) (1) 及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

9. その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

以上

## 業務履行報告書

履行年月日	令和 年 月 日	履行者氏名	
業務の名称	令和6年度 巡回カウンセリング等業務		
履行場所	国土交通省関東地方整備局		
業務内容	実施	その他	
1来所による相談	名		
2封書による相談	名		
3電話による相談	名		
4管理職・カウンセラー等への指導	回	懇談会	
5メンタルヘルスセミナー	回		
上記のとおり確認する。			
令和 年 月 日			
(役職)			
(氏名)			

## 業務履行報告書

履行年月日	令和	年	月	日	履行者氏名	
業務の名称	令和6年度 巡回カウンセリング等業務					
履行場所	国土交通省関東地方整備局 ○○○○事務所					
業務内容			実施		その他	
1 来所による相談			名			
2 封書による相談			名			
3 電話による相談			名			
4 管理職・カウンセラー等への指導			回		懇談会	
上記のとおり確認する。						
						令和 年 月 日
						○○○○事務所
						総務課長

秘

## カウンセリング・データシート

カウンセラー氏名		実施日	令和 年 月 日	面談時間	約 分
----------	--	-----	----------	------	-----

面談者		新規	性別	男性	年齢	歳代
		継続		女性		

所 属		関東地方整備局(本局)	職種	行(一)	事務	技術
		事務所		行(二)		
				海(二)		
				非常勤		

## 【面談方法】

	巡回カウンセリング
	相談室

## 【面談内容】

	健康関係
	職場関係
	人事関係
	家族・友人関係
	共済関係
	その他( )

## 【特記事項】

--

国土交通省関東地方整備局 御中

住所  
氏名 印

## 相談室利用報告書

令和 年 月における当社相談室の利用状況につきまして、下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 所属事務所及び人数

関東地方整備局（横浜庁舎）		京浜港湾事務所	
鹿島港湾・空港整備事務所		東京湾口航路事務所	
千葉港湾事務所		特定離島港湾事務所	
東京港湾事務所		横浜港湾空港技術調査事務所	
東京空港整備事務所			

## 2. 来談者数の内訳

## ①性別、年代別

年代 \ 人数	男性	女性	計
10歳代			
20歳代			
30歳代			
40歳代			
50歳代			
60歳代以上			
計			

## ②相談内容

主訴	件数
健康関係	
職場関係	
人事関係	
家族・友人関係	
共済関係	
その他	

令和 年 月 日

## 業務完了通知書

支出負担行為担当官  
関東地方整備局副局長 殿

住 所

氏 名

印

下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので通知いたします。

### 記

1. 件 名 令和6年度巡回カウンセリング等業務
2. 契約年月日 令和 年 月 日
3. 履行期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日